

# EZO Pay 加盟店規約

## 第1条 (目的)

本規約は、株式会社リージョナルマーケティング（以下「当社」という。）と、当社が発行する EZO Pay を利用して商品等の販売及び提供をしようとする加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という。）を定めたものである。加盟店は、本契約に基づき、EZO Pay による支払を希望する利用者に対して商品等の販売及び提供を行うものとする。

## 第2条 (定義)

本規約において使用する語句の定義は、本規約において別に定義する場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「EZO Pay」とは、当社が発行した金銭的価値を有する電子情報（電子マネー）であって、利用者が利用規約に基づき対象サービスにおいて商品の購入、サービスの提供その他の取引における代金の支払に利用することができるものをいう。
- (2) 「利用者」とは、利用規約に同意した上、EZO Pay を利用する者をいう。
- (3) 「申込者」とは、第3条により加盟店になることを希望する者をいう。
- (4) 「加盟店」とは、当社が第3条に基づき審査し加盟を承諾した者をいう。
- (5) 「商品等」とは、利用者が加盟店から販売又は提供を受ける物品、サービス、ソフトウェア、デジタルコンテンツ、権利等をいう。
- (6) 「対象サービス」とは、加盟店が販売又は提供する商品等のうち、当社が EZO Pay の利用対象サービスとして認めたものをいう。
- (7) 「対象取引」とは、対象サービスに関する取引のうち、利用者が加盟店との間で EZO Pay により支払を行うものをいう。
- (8) 「利用規約」とは、EZO Pay 利用規約を総称していう。
- (9) 「資金決済法」とは、資金決済に関する法律（平成二十一年六月二十四日法律第五十九号、その後の改正を含む）をいう。

## 第3条 (加盟店契約の成立)

1. 申込者は、当社所定の方法により、当社所定の情報を提出して加盟店契約の申込みを行うものとする。
2. 申込者は、前項の申込みの際して当社に提出する情報が正確かつ最新のものであることを表明し、保証するものとする。
3. 当社が第1項の申込みに対して当社所定の審査を行い、申込者の加盟を承諾する場合には、申込者を加盟店として登録するとともに、申込者に対して必要な情報を通知するものとする。

のとする。当該通知の時点で、申込者と当社との間で、加盟店契約が成立するものとする。

4. 当社は、申込者の加盟を承諾しない場合、申込者に対して拒絶の理由を開示する義務その他一切の義務又は責任を負わない。

#### 第4条（登録情報の変更）

1. 加盟店は、加盟店の商号、本店所在地、代表者、電話番号、銀行口座、業種、取扱商品又は役務並びに取扱店舗等、その他前条第1項により当社に届け出た情報に変更が生じた場合には、当社所定の方法により当該変更事項について速やかに当社に届け出るものとする。
2. 加盟店が前項の届出を怠ったことにより当社からの通知又は送付書類等が延着又は到達しなかった場合、これらは通常到達すべき時に到達したものとみなす。

#### 第5条（EZO Payの利用）

1. 加盟店は、利用者が当社の指定する方法により対象取引について EZO Pay による支払を求めた場合、EZO Pay の利用の可否を確認した上で、これを受け付けるものとする。
2. 利用者により EZO Pay が利用された場合、当社は、利用者の EZO Pay 残高を減算するものとする。
3. 利用者の加盟店に対する支払は、利用者が当社所定の方法により対象サービスにつき EZO Pay で支払う旨の指図を行い、加盟店がこれを承認し、当社がこれを受け付けて前二項により EZO Pay 残高を減算した時点で、完了するものとする。利用者の加盟店に対する対象取引の代金支払債務は、当社が当該利用者の EZO Pay 残高を減算した時点で、加盟店と利用者との関係においては消滅し、当社は、加盟店に対し、本規約の定めるところに従い、EZO Pay の利用金額（以下「EZO Pay 利用金額」という。）を支払うものとする。
4. 加盟店は、利用者の EZO Pay 残高が対象取引の代金に満たない場合は、現金その他の EZO Pay 以外の方法により不足分の支払を受けることができるものとする。
5. 加盟店は、有効な EZO Pay で支払う旨の指図を行った利用者に対し、その利用を拒絶したり、現金によって代金を支払う客と異なる代金を請求したり、EZO Pay 利用金額に当社が定める事項以外の制限を設けるなど、利用者にとって不利となる取扱いをしてはならない。

#### 第6条（加盟店の義務等）

1. 加盟店は、対象取引を行うにあたり必要な設備及びウェブサイトの整備並びに当社との間のネットワーク接続等を、加盟店の費用と責任において行うものとする。
2. 加盟店は、当社が指定した加盟店標識又は加盟店ロゴ（以下「加盟店標識等」という。）

- を、加盟店の店舗、ウェブサイト等の利用者の見やすいところに掲示するものとする。
3. 加盟店は、当社から加盟店の EZO Pay 取引に関する資料を提出するよう請求があった場合には、当社に対してすみやかに必要な資料を提出するものとする。
  4. 加盟店は、EZO Pay の円滑な運営及び EZO Pay の普及向上に協力するものとする。
  5. 加盟店は、EZO Pay の取扱いにあたり資金決済法その他の関連諸法規等で定める事項を遵守するものとし、当社の信用・名誉を毀損することのないよう努めるものとする。
  6. 加盟店は、当社から EZO Pay の利用促進に係る掲示物設置等の要請を受けたときは、これに協力するものとする。
  7. 加盟店は、当社が EZO Pay の利用促進のため印刷物、電子媒体等に加盟店の店舗等の名称、所在地等を掲載することにつき、あらかじめ異議なく同意するものとする。

#### **第7条（禁止事項）**

1. 加盟店は、第10条第2項に定める場合又は当社が別途認める場合を除き、利用者に対し、EZO Pay について現金による払戻しを行ってはならない。
2. 加盟店は、EZO Pay に関するシステム、プログラム、データ等の破壊、分解又は解析等を行ってはならず、かつ、いかなる理由があっても EZO Pay の複製、改変、解析等を行い、又はかかる行為に加担、協力してはならない。

#### **第8条（禁止商材）**

1. 加盟店は、利用者に対し、次の各号に定める商品等について、EZO Pay による決済を行わせてはならない。ただし、第5号の商品等について、当社が特に認めた場合は、この限りではない。
  - (1) 対象サービスでないもの
  - (2) 公序良俗に反するもの
  - (3) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他関連法令及びガイドライン等の定めに違反するもの並びに違反するおそれがあるもの
  - (4) 所有権、知的財産権等第三者の権利を侵害するもの及び侵害のおそれがあるもの
  - (5) 商品券、印紙、プリペイドカード、回数券、その他金券又は有価証券等のうち換金可能なもの
  - (6) その他、当社が不相当と判断したもの
2. 加盟店は、加盟店が利用者に対して販売又は提供する商品等の内容に変更があった場合には、当社に対し、遅滞なくその変更内容を報告するものとする。

#### **第9条（加盟店手数料）**

1. 加盟店は、当社に対し、EZO Pay を取り扱うことに関する加盟店手数料として、EZO Pay の決済額に別途当社が定める手数料率を乗じて得た金額（税別）を支払うものとする。

る。

2. 加盟店は、第13条第2項に定める場合を除き、前項に定める加盟店手数料を、当社所定の日で締め、当社所定の期日までに、当社があらかじめ指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、当該振込に係る手数料は、加盟店の負担とする。
3. 加盟店は、前項に基づく支払いを遅延したときは当社に対し、支払期日の翌日から完済の日まで年14.6%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金を支払うものとする。
4. 当社は、経済情勢の変化その他の事情により、第1項に定める加盟店手数料の料率を変更することができるものとする。この場合、当社は加盟店に対し、あらかじめ適切な方法により通知することとする。

#### **第10条（販売又は提供後の取扱い）**

1. 加盟店は、商品等の瑕疵、欠陥、数量不足その他の商品等の販売又は提供に関して利用者との間で生じた紛争、クレーム等について、自己の費用と責任をもって速やかにこれに対処するものとし、当社に何らの迷惑をかけてはならない。
2. 前項の紛争、クレーム等により加盟店と利用者との間で精算の必要が生じた場合、加盟店は、利用者との間で直接現金によって精算を行うものとする。ただし、当社は、やむを得ないと当社が認めた場合には、当社所定の方法により EZO Pay の残高を戻すことその他の精算を行うことができるものとし、この場合、加盟店は、利用者との間で直接精算を行ってはならない。

#### **第11条（EZO Pay の利用取消し）**

加盟店は、対象取引の取消しにより EZO Pay 利用金額に変動があった場合には、当社が別途定める方法、基準により、当該取消しの手続きを行うとともに、第13条に従い当社との間の精算を行うものとする。

#### **第12条（EZO Pay の偽造、変造、不正利用等）**

加盟店は、次の各号に掲げる場合、直ちに当社に報告し、当社の指示に従うものとする。

- (1) 利用者が利用する EZO Pay が偽造、変造若しくは不正に入手されたものであることが判明した場合、又はその疑いがあると客観的に判断される事由のある場合
- (2) その他当社が加盟店に事前に通知する所定の事由がある場合

#### **第13条（EZO Pay 利用金額の支払）**

1. 当社は、加盟店に対し、EZO Pay 利用金額を、当社が別途定める期日までに、加盟店が指定した銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、当該振込に係る手数料は、当社の負担とする。

2. 当社は、前項に定める加盟店への支払にあたり、当社が本条第1項に基づき加盟店に支払うべき EZO Pay 利用金額と、加盟店が当社に支払うべき第9条第1項に定める加盟店手数料につき、その裁量により、第18条に基づく相殺処理を行うものとする。
3. 加盟店の当社に対する未払金（本条第4項及び第14条に基づく返還金及び加盟店手数料を含むがこれらに限られない。）であって支払期限を経過したものがあつた場合には、当社は、加盟店に対して通知することなく、前項により支払う金額から当該未払金の額を控除して支払うことができるものとする。
4. 当社は、EZO Pay の利用について利用者から異議があつた場合には、問題が解決するまで、当該利用についての第1項に基づく支払の義務を負わないものとし、当該支払を留保することができる。この場合において、当社が既に当該利用に係る支払を行っているときは、加盟店は、当社に対し、直ちに当該額を返還するものとする。この場合の留保又は返還に係る金額には、利息及び遅延損害金を付さないものとする。

#### **第14条（支払の留保及び取消し）**

当社は、以下の各号に該当する EZO Pay の利用については、当該利用についての前条第1項に基づく支払の義務を負わないものとし、当該支払を留保することができる。この場合において、当社が既に当該利用に係る支払を行っているときは、加盟店は、当社に対し、直ちに当該額を返還するものとする。この場合の留保又は返還に係る金額には、利息及び遅延損害金を付さないものとする。

- (1) 精算対象の EZO Pay が偽造、変造、不正作出又は不正利用（以下「不正利用等」という。）の EZO Pay であることが明らかである場合
- (2) 本契約又は利用規約に違反して EZO Pay が利用された場合
- (3) 利用者から加盟店又は加盟店から当社に EZO Pay の利用に必要な情報の伝達が行われなかつた場合
- (4) その他当社所定の事由に該当する場合

#### **第15条（EZO Pay の利用中止等）**

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、加盟店に予告することなく EZO Pay の利用の全部又は一部を中止することができるものとする。
  - (1) EZO Pay（利用者の保有か否かを問わない。）が不正利用等されたとき又はその疑いのあるとき
  - (2) システムの障害その他の事由により EZO Pay を利用するための端末その他の機器が使用不能となつたとき
  - (3) EZO Pay に関するシステムの保守管理その他の事由により EZO Pay に関するシステムの全部又は一部を休止するとき
  - (4) 利用者による EZO Pay の利用が利用規約に違反し、又は違反するおそれのある

とき

- (5) 利用規約に基づき利用者の EZO Pay の利用を中止し、又は利用者の EZO Pay の利用資格を取り消すことができるとき
  - (6) その他やむを得ない事由が生じたとき
2. 前項の EZO Pay の全部又は一部の利用中止により加盟店に不利益又は損害が生じた場合でも、当社はその責任を負わない。

#### **第 16 条（加盟店の責任）**

加盟店は、EZO Pay を利用するためのシステムの導入、円滑な運営及び決済業務について責任をもつものとし、当該システムの導入、円滑な運営及び決済業務について問題が生じた場合には、すべて自己の責任と負担において、これを処理、解決するものとする。また、加盟店は、商品等について第 8 条第 1 項各号及び第 10 条 1 項に関するクレーム等が生じた場合には、速やかに当社に報告するものとする。

#### **第 17 条（譲渡等の禁止）**

1. 加盟店は、本契約に基づく自己の地位を第三者に譲渡してはならないものとする。
2. 加盟店は、本契約に基づく取引から発生した当社に対する一切の債権、債務を当社の書面による承諾なしに第三者に譲渡したり、質入れしたり、その他担保として提供する等の処分をしてはならないものとする。

#### **第 18 条（相殺）**

当社は、加盟店に対して有する一切の債権と加盟店に対して負担する一切の債務を対当額にて相殺できるものとする。

#### **第 19 条（秘密保持）**

1. 加盟店は、本契約に関連して知得した当社の営業上、技術上その他業務に関する一切の情報（以下「秘密情報」という。）を、当社の事前の書面による承諾なく第三者に開示、提供又は漏洩してはならないものとする。ただし、以下の各号に規定する情報は秘密情報から除かれる。
  - (1) 開示された時点で、既に公知となっていたもの
  - (2) 開示された後で、自らの責に帰すべき事由によらず公知となったもの
  - (3) 開示された時点で、既に自ら保有していたもの
  - (4) 秘密情報によらずに独自に開発した情報
  - (5) 正当な権限を有する第三者から適法に開示されたもの
2. 加盟店は、本契約の目的達成に必要な範囲内においてのみ、その役職員に対して秘密情報を開示することができる。この場合において、加盟店は当該役職員に本条の義務を遵

守させるとともに、当該役職員による義務違反に対して一切の責任を負うものとする。  
この義務は、当該役職員の退職後も同様に遵守させるものとする。

3. 加盟店は、本契約に必要な業務を第三者に委託する場合、本契約の目的達成に必要な範囲内においてのみ、秘密情報を当該第三者に開示又は提供することができるものとする。この場合において、加盟店は当該第三者に本契約と同等の義務を課すとともに、当該第三者による義務違反に対して一切の責任を負うものとする。
4. 加盟店は、業務上必要な範囲を超えて、秘密情報を複製してはならないものとする。なお、秘密情報を複製する場合は、当該複製物を本条の規定に従い秘密情報として取り扱うものとする。
5. 加盟店は、本契約が終了した場合又は当社から要請があった場合は、開示を受けた秘密情報（複製物を含む。）を当社の選択に従い返還し、又は破棄しなければならないものとする。

## 第20条（損害賠償）

1. 加盟店は、本規約に違反した場合、当社に対し、当社に生じた一切の損害について賠償するものとする。
2. 加盟店の役員及び従業員（総称して、以下「従業員等」という。）又は子会社等による不正等により生じた当社の損害は、民法上の使用者責任の有無にかかわらず加盟店により生じた損害とみなし、前項の定めに従うものとする。

## 第21条（有効期間）

第3条第3項の加盟店契約の有効期間は、当社が加盟店の加盟を承諾した日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに加盟店、当社のいずれからも書面による異議の申出のない限り、当該有効期間は、有効期間の満了と同時に自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

## 第22条（契約の解除）

1. 加盟店が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は加盟店に対し通知、催告をすることなく直ちに本契約を終了させることができるものとする。なお、これにより当社が損害を被った場合には、加盟店は直ちに当該損害を賠償する責を負うものとする。
  - (1) 加盟店又は加盟店の従業員等の故意又は過失による行為により当社が損害を被った場合
  - (2) 資金決済法において加盟店が取り扱ってはならないと定められている公序良俗に反する又は反するおそれのある商品等を加盟店が取り扱っている場合
  - (3) 第7条第1項に違反して利用者に対して現金による払戻しを行った場合

- (4) 前各号のほか本規約に違反した場合
  - (5) 加盟店と当社間の他の契約に加盟店が違反した場合
  - (6) 加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと認められる客観的事態が発生した場合
  - (7) その他当社が加盟店を加盟店として適当でないと判断した場合
2. 加盟店は、当社が、社会情勢の変化、法令の改廃その他やむを得ない事由により、EZO Pay の取扱いを終了することがあることをあらかじめ了承するものとする。当社が EZO Pay の取扱いを終了した場合、当社は、加盟店に対して通知することにより、本契約を終了させることができるものとする。
  3. 加盟店又は当社は、書面により3か月前までに相手方に対して予告することにより本契約を解約することができるものとする。
  4. 本条に基づく本契約の終了により加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含む。）が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとする。
  5. 加盟店は、第1項の各号のいずれかに該当する事由があるとき、又は第1項に基づき本契約が解約されたときは、当社に対して負担する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失するものとし、債務の全てを直ちに当社に弁済しなければならないものとする。

### 第23条（反社会的勢力の排除）

1. 加盟店は、現在及び将来にわたって、次の事項に関して表明及び保証するものとする。
  - (1) 加盟店又は加盟店の役職員、取引先の関係者は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）及び反社会的勢力との密接関係者・密接交際者、反市場勢力、半グレ集団等の反社会的勢力との共生者（以下、「共生者」という。）と資本、資金又は保証上の関連がなく、名目を問わず資金提供その他の取引を行っていないこと
  - (2) 加盟店又は加盟店の役職員、取引先の関係者が、暴力団等反社会的勢力の者及び共生者を自己の役員等に選任し、従業員として雇用し、又は顧問等を委嘱するなどしていないこと
2. 加盟店又は加盟店の役職員、取引先の関係者は、暴力団等反社会的勢力及び共生者と資本、資金又は保証上関連し、名目を問わず資金提供その他の取引を行ってはならず、自社の役員に選任し、従業員として雇用し、又は顧問等を委嘱するなどしてはならないものとする。
3. 加盟店又は加盟店の役職員、取引先の関係者と暴力団等反社会的勢力及び共生者との関係を示唆する情報を得た場合、その真偽にかかわらず、加盟店は当社に対して当該情報を得た旨及び内容を速やかに報告するものとする。
4. 加盟店は、当社が前三項の規定に反すると合理的に判断したとき、又は加盟店、若しく

は加盟店の役職員、取引先の関係者が暴力団等反社会的勢力及び共生者との関係があると判断したときは、何らの催告を要せず当社との取引を停止し又は加盟店と当社の間で締結済みの契約の全部若しくは一部を解除することができるものとする。

5. 加盟店が本規約各条項の規定により加盟店と当社の間で締結済みの契約の全部又は一部を解除した場合には、加盟店に損害が生じても、当社は何らこれらを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により当社に損害が生じたときは、加盟店はその損害を賠償するものとする。

#### **第24条（本契約終了後の手続）**

1. 本契約が終了した場合には、加盟店はその後利用者に EZO Pay を利用させる等一切の EZO Pay の取扱いをしてはならない。
2. 本契約の終了後、加盟店と当社間に未履行の債務がある場合には、加盟店及び当社は本契約の定めに従い債務を履行するものとする。

#### **第25条（情報の提供）**

1. 加盟店は、当社に対し、EZO Pay、EZO Pay のシステムに関するセキュリティ、EZO Pay の不適当な利用の防止及び利用者の利用形態の調査等に関する情報提供等について最大限の協力をするものとする。なお、当社は、かかる調査結果及び情報を利用、公表し、並びに他の事業者等に対してこれらの情報を開示できるものとする。
2. 加盟店は、当社が加盟店に対して加盟店の経営状況・業務内容その他当社が必要と認めた事項に関して調査、報告を求めた場合は、速やかにこれに協力するものとする。
3. 加盟店は、他社決済インフラサービス等を利用している場合には、当社が EZO Pay のシステムを運営するにあたり必要とする他社決済インフラサービス等の稼働状況及び障害調査等に関する情報を、自己の責任において、当社に対し報告しなければならないものとする。

#### **第26条（情報の収集、利用等）**

1. 当社が EZO Pay を運営する上で取得した加盟店での EZO Pay 決済情報その他一切の情報は、当社に独占的に帰属し、当社は、それらの情報を目的の制限なく利用し、又は他の事業者等に対してこれらの情報を開示できるものとする。
2. 加盟店及びその代表者又は当社に加盟店契約の申込みをした個人・法人及びその代表者（以下これらを総称して「加盟店等」という。）は、加盟店契約の申込時における審査、加盟店契約締結後の加盟店調査、本契約上の義務の履行状況及び取引管理・適性についての再審査のため、当社が、保護措置を講じた上、以下の情報を取得・保有・利用することに同意する。
  - (1) 加盟申込時又は加盟後に届け出た加盟店名称、店舗所在地、電話番号等

- (2) 加盟申込時又は加盟後に届け出た加盟店の代表者の氏名、生年月日、住所等の個人情報
  - (3) 本契約に基づく取引情報
  - (4) 加盟店の営業許可証等の確認書類の記載事項
  - (5) 当社が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
  - (6) 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
  - (7) 加盟店の事業活動に関し行政機関、消費者団体、報道機関等が公表した事実とその内容及び当該内容について当社が調査した内容
  - (8) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他の倒産手続開始の申立てその他の加盟店等に関する信用情報
  - (9) 当社が加盟を認めなかった場合、その事実及び理由
  - (10) インターネット、官報、電話帳、紳士録等その他公開情報から入手した情報
3. 加盟店等は、当社が次の各号の目的のために前項第1号から第3号までの情報を利用することに同意するものとする。
- (1) EZO Pay その他当社事業に関する、宣伝物・印刷物のダイレクトメールの送付、電子メールの送信、及び電話等による勧誘などの営業案内のため
  - (2) EZO Pay その他当社事業に関する、市場調査・商品開発、及び新商品・新サービス情報のお知らせのため
  - (3) EZO Pay その他当社事業に関連するアフターサービス
4. 加盟店等は、当社が、以下に定める共同利用者との間で、以下の目的で第1項の情報(以下「加盟店契約情報」という。)を共同して利用することに同意する。なお、加盟店契約情報の管理について責任を有する者は、当社(札幌市中央区北8条東4丁目1番20号 株式会社リージョナルマーケティング 代表取締役 渡部真也)とする。
- (共同利用者)
- サツドラホールディングス株式会社の有価証券報告書に掲載された連結子会社及び持分法適用関連会社。ただし、現時点においては、サツドラホールディングス株式会社、株式会社サッポロドラッグストアとする。
- (利用目的)
- (1) 共同利用者のサービスに関する、宣伝物・印刷物のダイレクトメールの送付、電子メールの送信、及び営業案内のため
  - (2) 共同利用者のサービスに関する、市場調査・商品開発、及び新商品・新サービス情報のお知らせ
  - (3) 共同利用者のサービスに関連するアフターサービス
- (共同利用する個人情報)
- 加盟店の名称、代表者の氏名、性別、生年月日等

### **第27条（覚書等）**

本規約に関し、加盟店、当社合意の覚書等をもってその細則若しくは規約を定めることができるものとする。

### **第28条（準拠法）**

本規約に係る準拠法は、すべて日本法が適用されるものとする。

### **第29条（合意管轄裁判所）**

加盟店及び当社は、加盟店と当社間で訴訟の必要が生じた場合には、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

### **第30条（定めのない事項）**

本規約に定めのない事項については、加盟店及び当社は別途協議のうえ、これを決定するものとする。

### **第31条（本規約の変更）**

1. 当社は、経済情勢等諸般の状況の変化、法令の改廃、EZO Pay のサービス運営上の都合等により、本規約を変更又は廃止（以下「変更等」といいます）する場合があります。
2. 当社は、本規約の変更等を行う場合、その内容及び効力発生時期をあらかじめ当社所定の適切な方法により告知するものとします。
3. 本規約の変更があった場合、加盟店は、本規約の変更後に EZO Pay を使用した商品等の販売又は提供その他本契約に係る取引を実施した場合は、当該変更後の本規約に同意したものとみなされます。

2025年2月1日版